

平成 25 年 11 月 26 日
富 田 林 市

富田林市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

富田林市暴力団排除条例の施行に伴い、富田林市契約からの暴力団排除措置要綱を一部改正し、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置として、富田林市と契約を締結する契約相手方及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります。具体的な内容は下記のとおりです。

記

1 対象

- (1) 契約金額が 500 万円（税込）以上の公共工事等の契約
公共工事等とは、「建設工事、測量・建設コンサルタント等業務」及び「物品購入、印刷製本、管理等業務委託、リース契約等」をいいます。
- (2) 売払い等の契約
売払い等とは、「不動産又は物品の売払い、貸付け等」をいいます。

2 様式

- (1) 誓約書（元請用（別紙 1）、下請用（別紙 2）、売払い等用（別紙 3））
- (2) 下請負人等誓約書届出書（別紙 4）

3 誓約書提出時期

- (1) 契約金額が 500 万円（税込）以上の公共工事等の契約
 - ア 「建設工事、測量・建設コンサルタント等業務」について
 - (あ) 本市との契約相手方（元請負人）の誓約書（別紙 1）
一般競争入札の場合は、事後審査時に契約検査課へ F A X にて提出し、契約締結時（ただし、議会の議決にかかる場合は、仮契約締結時。以下同じ。）にその原本を契約検査課へ提出してください。
指名競争入札及び随意契約の場合は、契約締結時に契約検査課へ提出してください。
 - (い) 下請負人等の誓約書（別紙 2）
当該下請負契約を締結した時に作成させた上で、必ず元請負人より工事（業務）担当課へ提出してください。なお、本市と元請負人との契約が建設工事の場合に限り、下請負人等の作成した誓約書とともに、下請負人等誓約書届出書（別紙 4）を提出してください。

イ 「物品購入、印刷製本、管理等業務委託、リース契約等」について

(あ) 本市との契約相手方の誓約書（別紙１）

契約締結時に契約検査課（各担当課が発注する契約の場合は、各発注担当課）へ提出してください。

(い) 再委託先等の誓約書（別紙２）

再委託の相手方等は、当該再委託契約等を締結する際に、契約相手方を通じて誓約書を各発注担当課へ提出してください。

(２) 売払い等の契約（別紙３）

契約締結時に各発注担当課へ提出してください。

４ 誓約書の内容に違反した場合に対する措置

(１) 契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除して違約金を徴収します。

(２) 市の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等は、一定期間、入札参加除外を行い公表します。また、下請負人等で市の入札参加資格を有しない場合は、一定期間、公表します。

５ 誓約書を提出しない場合に対する措置

(１) 誓約書を提出しない契約相手方とは、契約を締結しません。

(２) 市の入札参加資格を有する公共工事等の契約相手方及び下請負人等に対しては、富田林市競争入札指名停止措置要綱に基づく措置を行います。

６ 施行日 平成２５年１２月１日

※ 一般競争入札の場合には施行日以降に公告する案件、指名競争入札の場合には施行日以降に指名する案件、随意契約の場合には施行日以降に見積依頼等を行った案件から適用します。

なお、誓約書の提出等に関する詳細については、FAQをご覧ください。

(誓約書を提出する目的について)

Q 1 誓約書の提出を求める目的は何ですか。

- A 1 条例第8条第2項に基づき、公共工事等及び売払い等からの暴力団排除に関する措置を講ずるため、契約相手方及び下請負人等に対し、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を求めることとしています。
- 誓約書には、当該誓約書及び役員名簿等が大阪府警察本部へ提出されることへの同意や暴力団員又は暴力団密接関係者と判明した場合の公表への同意等の事項が記載されており、それらを誓約していただくことを目的としています。

(誓約書の提出範囲について)

- Q 2 公共工事等の契約における誓約書の提出は、契約金額が500万円以上の元請負人だけでなく、下請負契約金額(資材・原材料等の納入契約金額)が500万円以上の下請負人等(納入業者、二次以下の下請等を含む。)についても必要なのでしょうか。
- また、売払い等の契約においても、誓約書の提出が必要なのでしょうか。

- A 2 公共工事等の契約を対象として、契約金額が500万円(税込)以上の元請負人及び下請負人等からの誓約書の提出が必要です。特に資材納入業者、廃棄物処分業者、運搬業者、警備業者、測量業者等についても、提出が必要ですのでご注意ください。
- また、売払い等の契約については、契約金額にかかわらず、原則として、全ての契約が対象となります。

(誓約書の押印について)

Q 3 誓約書に押す印鑑は会社印でよいのでしょうか。

- A 3 誓約書に押す印鑑は、元請負人については本市に届け出ている使用印を、下請負人等については、契約書(契約書の作成を省略している契約については、相手方が記名押印した見積書、納品書、請書その他の文書)に使用する印鑑を押印するようにしてください。なお、元請負人で支店契約の方は、支店の所在地、支店名称、受任者職氏名を記載してください。

(元請負人の確認について)

Q 4 元請負人は、下請負人等が契約した契約金額が500万円以上の契約をどのようにして把握すればよいのでしょうか。

A 4 下請負人等からの誓約書の徴収については、元請負人がそれぞれの下請契約関係において、契約金額が500万円(税込)以上の契約について提出を求めるものであり、下請負人等は元請負人を通じて本市に提出しなければなりません。それぞれの下請負人等の責任において誓約書を提出するように、元請負人として下請負人等を指導してください。

また、元請負人は、本市との契約が建設工事の場合に限り、当該下請負人等の誓約書とともに、下請負人等誓約書届出書を工事(業務)担当課へ提出してください。

(下請負人等の提出時期について)

Q 5 公共工事等の契約において、下請契約等に係る誓約書は、下請契約を締結する度に提出しなければならないのでしょうか。

A 5 下請負人等については、契約金額が500万円(税込)以上となる下請契約等を締結する度に誓約書の提出が必要です。下請負人等は、元請負人との契約を締結する時に誓約書を作成し、速やかに元請負人を通じて本市へ提出してください。なお、元請負人は、下請負人等が誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないようにしてください。

(複数回の契約の取扱いについて)

Q 6 契約金額が500万円未満の契約については、原則として、誓約書を提出しなくてもよいとされていますが、複数回に分けての注文、納品等を行った結果、契約金額の総額が500万円以上となった場合には、誓約書の提出が必要なのでしょうか。

A 6 次のような場合にも、同一案件における契約金額の総額が500万円(税込)以上であれば、誓約書の提出が必要です。

- ・ 同一業者が複数回受注する場合
- ・ 複数現場の一括契約、資材の一括購入をする場合

(変更契約における取扱いについて)

Q 7 当初の契約時点では契約金額が500万円未満であった公共工事等で、設計変更等により500万円以上となった場合にも、誓約書の提出が必要なのでしょうか。

A 7 契約金額が500万円(税込)以上の公共工事等の契約では、誓約書の提出が必要ですので、当該変更契約を締結する時点で、誓約書を作成し、本市へ提出してください。

(共同企業体の誓約書の提出について)

Q 8 公共工事等で、共同企業体によって契約を締結する場合は、代表構成員のみが誓約書を提出すればよいのでしょうか。

A 8 共同企業体によって契約を締結する場合には、代表構成員を含む全ての構成員に誓約書を提出していただきます。

(単価契約における誓約書の提出について)

Q 9 単価契約の場合も、誓約書の提出が必要なのでしょうか。

A 9 単価契約の場合であっても、契約した単価に予定数量を乗じた金額が税込みで500万円以上となる場合は、誓約書の提出が必要となります。

なお、当初の契約時点では契約金額が500万円(税込)未満で誓約書を提出していない場合でも、契約金額が500万円(税込)以上となった時点で誓約書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

(下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であったときの元請負人のペナルティーについて)

Q 10 下請負人等が誓約書の内容に違反し、暴力団員又は暴力団密接関係者であった場合には、元請負人に対して、どのようなペナルティーがあるのでしょうか。

A 10 下請負人等が誓約書に違反した場合、元請負人は当該下請負人等との契約を解除しなければなりません。この際、誓約書を提出させている等、元請負人として問題がなければ、元請負人との契約を解除することはありません。ただし、今後の対応について、元請負人に対して注意喚起を

促すこととなります。

また、当該下請負人等との契約解除については、本市が元請負人に下請負人等との契約解除を指導し、元請負人が指導に従わなければ、元請契約を解除することとなります。指導を受けた際に円滑に下請負契約等を解除できるように、下請契約等を締結するときは、本市と同様に契約書に当該契約の解除条項と下請負人等が解除指導に従わない場合の当該契約の解除条項を盛り込むようにしてください。

(下請負人等の誓約書の不提出とペナルティーについて)

Q 1 1 下請負人等が誓約書を提出しない場合は、元請負人に対して、どのようなペナルティーがあるのでしょうか。

A 1 1 下請負人等が誓約書（契約金額が500万円（税込）未満の場合を除く。）を提出しない場合は、契約を締結しないようにしてください。

しかし、既に契約している下請負人等から誓約書の提出がないことが判明した場合は、元請負人として下請負人等に対して、誓約書を提出するように指導し、指導しても提出しない場合は、その旨を誓約書の提出先へ報告してください。必要な指導や報告を行っていれば、指名停止措置等に問われることはありませんが、提出がないことを知りながら放置していたり、報告を怠っていた等の場合には、指名停止措置等を講じることがあります。

元請用（別紙１）

平成 年 月 日

（あて先）富田林市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

使用印

生年月日

年 月 日生

受任者職氏名

誓 約 書

私は、富田林市が富田林市暴力団排除条例に基づき、公共工事等その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、暴力団員又は富田林市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。

工事、物品又は業務の名称：

- 2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、富田林市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が富田林市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると富田林市が大阪府警察本部から通報を受け、又は富田林市の調査により判明した場合には、富田林市が富田林市暴力団排除条例及び富田林市契約からの暴力団排除措置要綱に基づき、富田林市ウェブサイト等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が富田林市暴力団排除条例第７条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額 500 万円（税込）未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を富田林市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると富田林市が大阪府警察本部から通報を受け、又は富田林市の調査により判明し、富田林市から下請契約等の解除又は第二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

下請用（別紙２）

平成 年 月 日

（あて先）富田林市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

（契約書に押印する印鑑と同一印）

生年月日

年 月 日生

誓 約 書

私は、富田林市が富田林市暴力団排除条例に基づき、公共工事等その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、暴力団員又は富田林市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。

工事、物品又は業務の名称：

契約の相手方：

- 2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、富田林市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて富田林市へ提出されること及び富田林市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると富田林市が大阪府警察本部から通報を受け、又は富田林市の調査により判明した場合は、富田林市が富田林市暴力団排除条例及び富田林市契約からの暴力団排除措置要綱に基づき、富田林市ウェブサイト等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が富田林市暴力団排除条例第７条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額 500 万円（税込）未満のものは除く。）から誓約書を徴し、元請負人を通じて（第二次以降の下請負人等は上位の下請負人等から元請負人を通じて）当該誓約書を富田林市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると富田林市が大阪府警察本部から通報を受け、又は富田林市の調査により判明し、富田林市から下請契約等の解除又は第二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

売払い等用（別紙３）

平成 年 月 日

（あて先）富田林市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

（契約書に押印する印鑑と同一印）

生年月日

年 月 日生

誓 約 書

私は、富田林市が富田林市暴力団排除条例に基づき、（ ）から、暴力団を利することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

１ 私は、次の（ ）に際して、暴力団員又は富田林市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。

（物件の表示）：

２ 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、富田林市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

３ 私は、本誓約書及び役員名簿等が富田林市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

４ 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると富田林市が大阪府警察本部から通報を受け、又は富田林市の調査により判明した場合は、富田林市が富田林市暴力団排除条例及び富田林市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、富田林市ウェブサイト等において、その旨を公表することに同意します。

※（ ）書きについては、不動産の売払い、不動産の貸付け、物品の売払い及び物品の貸付け等契約により内容が異なりますので、各発注担当課へご確認ください。

元請用（別紙 1）

（あて先）富田林市長

支店契約の場合は支店
名称を記入してくだ
さい。

受任者がいる場合は、
受任者職指名を記入し
てください。

支店契約の場合は支店
の所在地を記入してく
ださい。

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
生年月日
受任者職氏名

誓 約 書

平成 年 月 日

本市に届け出ている使用印を押印してく
ださい。

使用印

年 月 日生

代表者の生年月日を記入し
てください。

私は、富田林市が富田林市暴力団排除条例に基づき、公共工事等その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、暴力団員又は富田林市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。

工事、物品又は業務の名称：

- 2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、富田林市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が富田林市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると富田林市が大阪府警察本部から通報を受け、又は富田林市の調査により判明した場合には、富田林市が富田林市暴力団排除条例及び富田林市契約からの暴力団排除措置要綱に基づき、富田林市ウェブサイト等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が富田林市暴力団排除条例第 7 条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額 500 万円（税込）未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を富田林市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると富田林市が大阪府警察本部から通報を受け、又は富田林市の調査により判明し、富田林市から下請契約等の解除又は第二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

下請用（別紙2）

（あて先）富田林市長

支店契約の場合は支店
名称を記入してくださ
い。

支店契約の場合は受任
者職指名を記入してく
ださい。

支店契約の場合は支店
の所在地を記入してく
ださい。

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

生年月日

誓 約 書

平成 年 月 日

契約書に使用する印鑑と同一の印鑑
を押印してください。

印

（契約書に押印する印鑑と同一印）

年 月 日生

代表者（支店契約の場合は受任者）
の生年月日を記入してください。

私は、富田林市が富田林市暴力団排除条例に基づき、公共工事等その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、暴力団員又は富田林市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。

工事、物品又は業務の名称：

本市と元請負人が契約締結した案件の名称を記
入してください。

契約の相手方：

直近上位の発注者名を記入してください。

- 2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、富田林市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて富田林市へ提出されること及び富田林市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると富田林市が大阪府警察本部から通報を受け、又は富田林市の調査により判明した場合は、富田林市が富田林市暴力団排除条例及び富田林市契約からの暴力団排除措置要綱に基づき、富田林市ウェブサイト等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が富田林市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額 500 万円（税込）未満のものは除く。）から誓約書を徴し、元請負人を通じて（第二次以降の下請負人等は上位の下請負人等から元請負人を通じて）当該誓約書を富田林市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると富田林市が大阪府警察本部から通報を受け、又は富田林市の調査により判明し、富田林市から下請契約等の解除又は第二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

売払い等用（別紙３）

（あて先）富田林市長

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

（契約書に押印する印鑑と同一印）

生年月日

年 月 日生

誓 約 書

代表者の生年月日を記入
してください。

私は、富田林市が富田林市暴力団排除条例に基づき、（ ）から、暴力団を利することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

１ 私は、次の（ ）に際して、暴力団員又は富田林市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。

（物件の表示）：

２ 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、富田林市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

３ 私は、本誓約書及び役員名簿等が富田林市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

４ 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると富田林市が大阪府警察本部から通報を受け、又は富田林市の調査により判明した場合は、富田林市が富田林市暴力団排除条例及び富田林市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、富田林市ウェブサイト等において、その旨を公表することに同意します。

※（ ）書きについては、不動産の売払い、不動産の貸付け、物品の売払い及び物品の貸付け等契約により内容が異なりますので、各発注担当課へご確認ください。

下請負人等誓約書届出書（当初・追加）

平成 年 月 日

（あて先）富田林市長

受注者 所 在 地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

富田林市暴力団排除条例第 8 条第 2 項及び富田林市契約からの暴力団排除措置要綱第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、下記の工事における下請負人等について、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」を次のとおり提出します。

工事名称	
工事場所	

下請負人等一覧表

整理 番号	下請負等の 業務の内容	下請負・ 再下請負	下請負人等の 商号又は名称	代表者名	所在地	電話番号	契約金額 (税込)	直近上位の 発注者名	備考
	建 機 資 処 運 警 測 他	次							
	建 機 資 処 運 警 測 他	次							
	建 機 資 処 運 警 測 他	次							
	建 機 資 処 運 警 測 他	次							
	建 機 資 処 運 警 測 他	次							
	建 機 資 処 運 警 測 他	次							
	建 機 資 処 運 警 測 他	次							

（注意）

- ・直近上位の発注者との契約金額が 5 0 0 万円（税込）以上の全ての下請負人等について、誓約書の提出が必要です。
- ・「下請負等の業務の内容」の欄については、（建-建設工事、機-機械リース、資-資材納入、処-廃棄物処分業務、運-運搬業務、警-警備業務、測-測量業務、他-その他の請負業務）のうち、該当するものを○で囲んでください。なお、他に○をする場合には、備考欄に具体的な請負内容を適宜、記載してください。
- ・「下請負・再下請負」の欄には一次、二次、三次等を記入してください。
- ・下請負人等を追加する場合の整理番号は、追加連番としてください。

下請負人等誓約書届出書（当初・追加）

（あて先）富田林市長

契約金額が500万円以上の下請負等の業務が追加で発生した場合には、追加に○をしてください。

支店契約の場合は支店の所在地を記入してください。

平成 年 月 日

支店契約の場合は支店名称を記入してください。

受注者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

本市に届け出ている使用印を押印してください。

印

富田林市暴力団排除条例第8条第2項及び富田林市契約からの暴力団排除措置要綱第10条第1項の規定に基づき、下記の工事における下請負人等について、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」を次のとおり提出します。

工事名称	本市が発注した工事名称を記入してください。
工事場所	

下請負人等一覧表

整理番号	下請負等の業務の内容	下請負・再下請負	下請負人等の商号又は名称	代表者名	所在地	電話番号	契約金額(税込)	直近上位の発注者名	備考
	建 機 資 処 運 警 測 他	次							
	建 機 資 処 運 警 測 他	次							
	建 機 資 処 運 警 測 他	次							
	建 機 資 処 運 警 測 他	次							
	建 機 資 処 運 警 測 他	次							
	建 機 資 処 運 警 測 他	次							
	建 機 資 処 運 警 測 他	次							

契約金額が500万円以上の下請負等の業務が追加で発生した場合には、前回提出時からの追加連番としてください。

（注意）

- ・直近上位の発注者との契約金額が500万円（税込）以上の全ての下請負人等について、誓約書の提出が必要です。
- ・「下請負等の業務の内容」の欄については、（建-建設工事、機-機械リース、資-資材納入、処-廃棄物処分業務、運-運搬業務、警-警備業務、測-測量業務、他-その他の請負業務）のうち、該当するものを○で囲んでください。なお、他に○をする場合には、備考欄に具体的な請負内容を適宜、記載してください。
- ・「下請負・再下請負」の欄には一次、二次、三次等を記入してください。
- ・下請負人等を追加する場合の整理番号は、追加連番としてください。

○富田林市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
- （2） 公共工事等及び売払い等に係る入札の参加者の資格を有する者(以下「入札参加資格者」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該入札参加資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。
- （3） 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
- （4） 公共工事等及び売払い等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- （5） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと。
- （6） 契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等に係る契約を解除すること。
- （7） 公共工事等及び売払い等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○富田林市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1） 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- （2） 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- （3） 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- （4） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- （5） 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を総括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- （6） 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

○富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（抜粋）

（誓約書の徴収等）

- 第10条 市長は、契約相手方に対し、条例第8条第2項の規定に基づき、当該契約相手方及びその下請負人等がそれぞれ暴力団員又は暴力団密接関係者でない事を表明した誓約書を徴収し、本市に提出するよう求めるものとする。ただし、公共工事等の契約（下請負人等との契約を含む。）のうち契約金額が500万円未満の場合その他市長が特に誓約書を徴収する必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項に規定する誓約書を提出した契約相手方又はその下請人等が暴力団員又は暴力団密接関係者と認めるとき（第3条の規定に基づき入札排除措置を行う場合を除く。）は、第15条に規定する委員会の審査を経て、当該誓約違反者の商号又は名称、所在地、代表者の氏名、違反の内容その他必要な事項を、次に定める期間、公表するものとする。
- （1） 暴力団員又は規則第3条第5号に掲げる者のうち暴力団員のある事業者該当すると認められる場合 当該認定した日から2年
- （2） 規則第3条各号に掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合 当該認定した日から1年
- 3 市長は、契約相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。
- 4 市長は、第1項に規定する誓約書を提出しなかった入札参加資格者に対し、富田林市競争入札指名停止要綱（平成12年富田林市要綱第60号）に基づき、指名停止措置を行うものとする。